

2020年7月14日
沖縄電力株式会社

「託送供給等約款」の認可について

当社は、電気事業法第18条第1項に基づき、2020年6月19日付で「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行い（同日発表済）、本日、経済産業大臣から認可されました。

【変更の概要】

- ① 電力広域的運営推進機関の業務規程^{※1}及び送配電等業務指針^{※2}の変更に伴う供給条件の変更
- ② サイバーセキュリティ対策事項追加に伴う系統連系技術要件^{※3}の変更

本日認可を受けた「託送供給等約款」は、2020年10月1日実施となります。

※1 電力広域的運営推進機関の業務及び執行に関する事項を定めたもの

※2 一般送配電事業者等が送配電等業務の実施において遵守すべき事項を定めたもの

※3 電力供給の安定と質の維持、および系統運用の保安維持のため、発電設備等が当社の系統へ連系するにあたり必要となる技術的な要件のこと

以 上

(参照URL)

「託送供給等約款」の変更認可申請について（2020年6月19日プレスリリース）

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2020/200619.pdf

託送供給等約款（令和2年10月1日実施）

<http://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/download/index.html>